現行

~ 略 ~

(保険料率)

- 第6条 平成24年度から平成26年度まで 第6条 平成27年度から平成29年度まで の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平 成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同 じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に 定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令 第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 24,540円
 - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 24,<u>540円</u>
 - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 次のア又はイに掲げる者の区分に応 じ当該ア又はイに定める額
 - ア 今附則第16条第1項又は第2項(同 条第3項又は第4項において準用する 場合を含む。)の規定に該当する者 34,350円
 - <u>イ アに掲げ</u>る者以外の者 36,810 円
 - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 次のア又はイに掲げる者の区分に応 じ当該ア又はイに定める額
 - ア 令附則第17条第1項又は第2項(同 条第3項又は第4項において準用する 場合を含む。)の規定に該当する者 44,170円
 - イ アに掲げる者以外の者 49,080 円

(加える)

- <u>(5)</u> 次のいずれかに該当する者 <u>56,4</u> 40円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計

改正案

~ 略 ~

(保険料率)

- の各年度における保険料率は、次の各号 に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平 成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者をいう。以下同 じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に 定める額とする。
- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令 第412号。以下「令」という。)第39条 第1項第1号に掲げる者 24,900円
- (2) 今第39条第1項第2号に掲げる者 34,860円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 37,350円

(削る)

(削る)

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 44,820円

(削る)

(削る)

- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 49,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 57,2 70円
 - ア 地方税法(昭和25年法律第226号) 第 292条 第 1項 第 13号 に 規 定 す る 合 計

所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第2項に規定する要保護者 (以下「要保護者」という。)であっ て、その者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額を適用さ れたならば保護(同法第2条に規定す る保護をいう。以下同じ。)を必要と しない状態となるもの(令第39条第1 項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、 次号イ、<u>第7号イ又は第8号イ</u>に該当 する者を除く。)
- (6) 次のいずれかに該当する者 61,350円
 - ア 合計所得金額が125万円以上200 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は<u>第8号イ</u>に該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 73,620円
 - ア 合計所得金額が200万円以上400 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 85,890円

所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第2項に規定する要保護者 (以下「要保護者」という。)であっ て、その者が課される保険料額につ いてこの号の区分による額を適用さ れたならば保護(同法第2条に規定す る保護をいう。以下同じ。)を必要と しない状態となるもの(令第39条第1 項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、 次号イ、<u>第8号イ又は第9号イ</u>に該当 する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 62,250円
 - ア 合計所得金額が125万円以上200 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は<u>第9号イ</u>に該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 74,700円
 - ア 合計所得金額が200万円以上400 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 87,150円

- ア 合計所得金額が400万円以上800 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (9) 前各号のいずれにも該当しないもの 98,160円

~ 略 ~

(賦課期日後において第1号被保険者の 資格取得、喪失等があつた場合)

第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項 第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金 の受給権を有するに至った者及び同号 イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはハ、 第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ<u>又</u> は第6号ロ

上に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

~ 略 ~

- ア 合計所得金額が400万円以上800 万円未満の者であり、かつ、前各号 のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しないもの 99,600円

~ 略 ~

(賦課期日後において第1号被保険者の 資格取得、喪失等があつた場合)

第8条 (略)

- 2 (略)

4 (略)

~ 略 ~

(制定附則)

(医療介護総合確保推進法附則第14条に 規定する介護予防・日常生活支援総合事 業等に関する経過措置)

第9条 地域における医療及び介護の総合 的な確保を推進するための関係法律の 整備等に関する法律(平成26年法律第

83号。以下この条において「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法による改正 後の介護保険法第115条の45第2項第6号 に掲げる事業については、その円滑な実 施を図るため、平成27年4月1日から平成 29年3月31日までの間は行わず、平成29 年4月1日から行うものとする。

(改正附則)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定 は、平成27年度分の保険料から適用し、 平成26年度分までの保険料については、 なお従前の例による。